

伊国危管第 154 号
令和 8 年 9 月 30 日

自主防災会長 各位

伊 豆 の 国 市 長
(危機管理課)

令和 8 年度 伊豆の国市地域防災訓練の実施について(依頼)

日頃より市防災行政に御理解、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

市では、「南海トラフ巨大地震」を想定した、地域防災訓練を **11 月 29 日(日)**に実施いたします。各自主防災会におかれましても防災訓練の実施をお願いいたします。

(※地域の事情等により 29 日(日)の実施が難しい場合は、別日での実施を検討ください。)

また、自主防災会におかれましては、別紙「令和 8 年度 伊豆の国市地域防災訓練実施要領」を確認のうえ、「防災訓練実施計画書」の作成及び提出をお願いいたします。

なお、防災訓練の実施に伴い、防災指導員等の派遣、器材の貸出しを希望される場合は、危機管理課まで下記に基づき申出をお願いいたします。

(※人員の派遣・器材の貸出しについて、多くの希望があった場合は、調整をさせていただきます。御理解をよろしくお願いいたします。)

※各種様式は、伊豆の国市 HP>区連合会連絡掲示板(令和 8 年度)>令和 8 年度自主防災会活動提出依頼物様式等に掲載しています。

記

1 防災訓練派遣等要望(要望がある場合のみ提出)

- 提出期限 10 月 19 日(月)まで
- 提出書類 令和 8 年度 自主防災会防災訓練派遣等要望報告書
- 提出先 危機管理課 持参・郵送・FAX・E-mail(下記のアドレス)可
- その他
 - ・10 月 28 日を目途に派遣要望及び機材の貸出しについて回答いたします。
 - ・消防署等へ訓練指導を要望する場合、市役所で取りまとめてから消防署と調整しています。個別に地区からは提出しないでください。

2 防災訓練計画書 別添「令和 8 年度 伊豆の国市地域防災訓練実施要領」を御参照ください。

- 提出時期 11 月 9 日(月)まで
- 提出書類 令和 8 年度 自主防災会地域防災訓練実施計画書
- 提出先 危機管理課 持参・郵送・FAX・E-mail(下記のアドレス)可

3 訓練報告 別添「地域防災訓練時における各種訓練報告について」を御参照ください。

- 提出書類
 - ①自主防災会災害備品備蓄状況報告書、
 - ②わたしの避難計画作成状況報告書
 - ③家庭内備蓄品備蓄状況報告書
 - ④訓練参加人員報告

担 当	危機管理課 土屋
電 話	055-948-1482
F A X	055-948-1169
課メール	kiki@city.izunokuni.shizuoka.jp

令和 8 年度 伊豆の国市地域防災訓練実施要領

1 目的

甚大な被害が想定される「南海トラフ巨大地震」への備えを整えることが急務である。

このことから市民の防災意識の向上、自主防災会との連携強化並びに災害発時の初動体制及び避難行動の円滑化を図ることを目的として、令和 8 年度伊豆の国市地域防災訓練を実施する。

2 訓練実施期日

令和 8 年 11 月 29 日（日）

（自主防災会においては、地域の事情等により実施日を決定）

3 訓練想定

11 月 29 日、午前 7 時 30 分に南海トラフ東側においてマグニチュード 9 程度の地震が発生し、市内全域で震度 6 弱を観測

4 被害想定

静岡県第 4 次地震被害想定に準拠

（レベル 2、地震動：東側ケース、本市において被害が最大となるケース）

5 訓練参加団体

伊豆の国市、各自主防災会、市消防団等

6 訓練開始

午前 8 時 30 分に、訓練開始の合図として、同報無線によるサイレン吹鳴を行う。

7 訓練内容

【市】

- ①職員安否確認訓練（一斉メールにより全職員の安否確認）
- ②対策本部運営訓練（対策本部の立上げ、被害状況の把握）
- ③情報伝達訓練（防災行政無線を使用した自主防災会との情報伝達（訓練参加者数、機器使用方法の確認及び通信試験）
- ④本部員による自主防災会の訓練視察

【自主防災会】

- ①災害備蓄品確認訓練（備蓄食料、飲料水、トイレ、毛布、発電機）
 - ②わたしの避難計画の作成状況確認（配布済の 37 自主防災会に実施依頼）
 - ③家庭での備蓄品調査訓練（備蓄食料、飲料水、トイレの備蓄確認）
 - ④情報伝達訓練
- ※①②③④については、必須の訓練項目として実施をお願いします。
- ⑤地域の実情に合った訓練

8 訓練実施の留意事項

主に以下について配慮したうえで、防災訓練の実施をお願いします。

- ①水分補給を十分にとるなど体調管理に配慮すること。

- ②子供から高齢者の積極的な参加を呼びかける。(外国人を含む)

9 訓練中止の決定

異常気象等に際しては、市民の安全確保を最優先とし、適切な状況判断に基づいて対応するものとし、原則は次の基準により決定するものとする。

- ①南海トラフ巨大地震に関連する情報が発表された場合
- ②訓練前日午後5時以降、市内において震度4以上の地震が発生した場合
- ③訓練前日午後5時時点又はそれ以後において、市内に気象警報（大雨、洪水、暴風、雷）が発表されている又は発表された場合
- ④伊豆東部火山群の火山活動に異常が認められる場合
- ⑤富士山の火山活動に異常が認められる場合
- ⑥感染症、テロ・武力攻撃等の危機事案が発生し、又は発生するおそれがあり、当該緊急事態に対処する必要がある場合
- ⑦その他、訓練の実施が困難と思われる事案が発生した場合